

# リモートアクセスサービス契約約款

平成29年2月1日

中部テレコミュニケーション株式会社

# 目 次

## 第1章 総則

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更
- 第3条 用語の定義

## 第2章 リモートアクセスサービスの品目等

- 第4条 リモートアクセスサービスの品目等

## 第3章 リモートアクセスサービスの提供区間等

- 第5条 リモートアクセスサービスの提供区間等

## 第4章 リモートアクセス契約

- 第6条 契約の単位
- 第7条 リモートアクセス契約申込の方法
- 第8条 リモートアクセス契約申込の承諾
- 第9条 リモートアクセスサービスの品目等の変更
- 第10条 利用契約回線の移転
- 第11条 IPアドレスの数又は設定の変更等
- 第12条 利用契約回線と当社の電気通信回線との接続
- 第13条 リモートアクセスサービスの利用の一時中断
- 第14条 リモートアクセス契約に基づく権利の譲渡の禁止
- 第15条 リモートアクセス契約者が行うリモートアクセス契約の解除
- 第16条 破産等によるリモートアクセス契約の解除
- 第17条 当社が行うリモートアクセス契約の解除
- 第18条 その他の契約内容の変更
- 第19条 その他の提供条件

## 第5章 付加機能

- 第20条 付加機能の提供
- 第21条 付加機能の利用の一時中断
- 第22条 付加機能の接続休止

## 第6章 利用中止等

- 第23条 リモートアクセスサービスの利用中止
- 第24条 リモートアクセスサービスの利用停止
- 第25条 リモートアクセスサービスの接続休止

## 第7章 通信

- 第1節 通信利用の制限等

- 第 26 条 通信利用の制限等
- 第 27 条 当社又は協定事業者の契約約款等による制約

## 第 8 章 料金等

### 第 1 節 料金及び工事に関する費用

- 第 28 条 料金及び工事に関する費用

### 第 2 節 料金等の支払義務

- 第 29 条 定額利用料の支払義務
- 第 30 条 工事費の支払義務

### 第 3 節 料金の計算方法等

- 第 31 条 料金の計算方法等

### 第 4 節 割増金及び延滞利息

- 第 32 条 割増金
- 第 33 条 延滞利息

### 第 5 節 協定事業者に係る債権の譲受等

- 第 34 条 協定事業者に係る債権の譲受等

## 第 9 章 最低利用期間

- 第 35 条 最低利用期間

## 第 10 章 保守

- 第 36 条 リモートアクセス契約者の切分責任
- 第 37 条 修理又は復旧の順位

## 第 11 章 損害賠償

- 第 38 条 責任の制限
- 第 39 条 免責

## 第 12 章 雑則

- 第 40 条 承諾の限界
- 第 41 条 利用に係るリモートアクセス契約者の義務
- 第 42 条 リモートアクセス契約者の氏名等の通知
- 第 43 条 協定事業者からの通知
- 第 44 条 リモートアクセス契約者に係る情報の利用
- 第 45 条 協定事業者の電気通信サービスに係る料金等の回収代行
- 第 46 条 協定事業者によるリモートアクセスサービスに係る料金の回収代行

- 第 47 条 リモートアクセスサービスの技術的事項及び技術資料の閲覧
- 第 48 条 法令に関する事項
- 第 49 条 閲覧

## 第 13 章 附帯サービス

### 第 50 条 附帯サービス

#### 別記

- 1 リモートアクセスサービスの提供区間
- 2 利用契約回線と接続ができる当社の電気通信回線に係る電気通信サービス
- 3 リモートアクセス契約者の地位の継承
- 4 リモートアクセス契約者の氏名等の変更
- 5 リモートアクセス契約者の禁止行為
- 6 当社の維持責任
- 7 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行
- 8 カスタマコントロールの提供
- 9 支払証明書の発行
- 10 新聞社等の基準
- 11 リモートアクセスサービスに係る技術資料の項目

#### 料金表

##### 通則

- 第 1 表 料金
- 第 2 表 工事費
- 第 3 表 附帯サービスに関する料金等

#### 附則

## 第1章 総則

### (約款の適用)

第1条 当社は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、この契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりリモートアクセスサービス（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

(注) 本条のほか、当社は、リモートアクセスサービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

### (約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

### (用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 リモートアクセス網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 リモートアクセスサービス	KDDI株式会社のリモートアクセスサービス契約約款に基づき提供される電気通信回線設備を使用して行う電気通信サービス
5 リモートアクセスサービス取扱所	リモートアクセスサービスに関する業務を行う当社の事業所
6 リモートアクセス契約	当社からリモートアクセスサービスの提供を受けるための契約
7 リモートアクセス契約者	当社とリモートアクセス契約を締結している者
8 相互接続点	KDDI株式会社とKDDI株式会社以外の電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（事業法第33条第9項若しくは同条第10項又は第34条第4項の規定に基づきKDDI株式会社がKDDI株式会社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点
9 協定事業者	KDDI株式会社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
10 取扱所交換設備	電気通信回線を收容するためにリモートアクセスサービス取扱所に設置される交換設備
11 利用契約回線	取扱所交換設備と15欄の特定アクセスポイント又は相互接続点（インターネットへの接続に係るものに限ります。以下「特定相互接続点」といいます。）との間に設置される電気通信回線
12 au約款等	KDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau通信サービス契約約款又はau（LTE）通信サービス契約約款、若しくは当社の

	CTCモバイル通信サービス契約約款又はCTCモバイル（LTE）通信サービス契約約款
13 a u回線等	a u約款等に規定する契約者回線
13の2 a uデュアル	a u等に規定するa uデュアル、CTCデュアル又はUIMサービス
13の3 a uパケット	a u等に規定するa uパケット、a uモジュール（第3種a uモジュールを除きます。）、CTCパケット
13の4 LTEサービス	a u等に規定するLTEサービス
13の4 LTEモジュール	a u等に規定するLTEモジュール
14 アクセスポイント	リモートアクセスサービスを提供するためにリモートアクセスサービス取扱所に設置する電気通信設備
15 特定アクセスポイント	利用契約回線と当社のデジタルデータサービス、バーチャルスイッチリンクサービスに係る電気通信回線との接続点
16 ユーザID	リモートアクセス契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、当社がリモートアクセス契約に基づいて当該リモートアクセス契約者に割り当てるもの
17 パスワード	料金表第1表（料金）第2（付加機能利用料）に規定するユーザID認証接続サービス又は端末番号認証接続サービスを利用しているリモートアクセス契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、当該リモートアクセス契約者が当社に通知するもの
18 他社接続通信	相互接続点を介してリモートアクセス網と相互に接続する協定事業者の電気通信設備を利用して行う通信
19 ドメイン名	株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」といいます。）等によって割り当てられる組織を示す名称
20 IPアドレス	インターネットプロトコルで定められているアドレス
21 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
22 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

## 第2章 リモートアクセスサービスの品目等

（リモートアクセスサービスの品目等）

第4条 リモートアクセスサービスには、料金表第1表（料金）第1（基本利用料）に定める品目又は通信の態様による細目等があります。

## 第3章 リモートアクセスサービスの提供区間等

（リモートアクセスサービスの提供区間等）

第5条 当社のリモートアクセスサービスは、別記1に定める提供区間において提供します。

2 当社は、当社が指定するリモートアクセスサービス取扱所において、次の所在場所を閲覧に供します。

(1) 相互接続点又はアクセスポイントの所在場所

(2) 取扱所交換設備が設置されているリモートアクセスサービス取扱所の所在場所

3 相互接続点の所在場所等については、KDDI株式会社の相互接続協定に基づいて変更することがあります。

## 第4章 リモートアクセス契約

### (契約の単位)

第6条 当社は、利用契約回線1回線ごとに1のリモートアクセス契約を締結します。この場合において、リモートアクセス契約者は、1のリモートアクセス契約につき1人に限ります。

### (リモートアクセス契約申込の方法)

第7条 リモートアクセス契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うリモートアクセスサービス取扱所に提出していただきます。

- (1) リモートアクセスサービスの品目等
- (2) IPアドレスの数(タイプⅡ(料金表第1表(料金)第1(基本利用料)に規定するタイプⅡのリモートアクセスサービスをいいます。以下同じとします。))のものに限ります。)
- (3) 特定アクセスポイントの所在場所
- (4) その他リモートアクセス契約の申込みの内容を特定するための事項

### (リモートアクセス契約申込の承諾)

第8条 当社は、リモートアクセス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのリモートアクセス契約の申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 申込みのあったリモートアクセスサービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
  - (2) リモートアクセス契約の申込みをした者がリモートアクセスサービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (3) リモートアクセス契約の申込みをした者が第24条(リモートアクセスサービスの利用停止)の規定によりリモートアクセスサービスの利用を停止されているとき、又は当社が行うリモートアクセス契約の解除を受けたことがあるとき。
  - (4) リモートアクセス契約の申込みをした者がその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
  - (5) 第41条(利用に係るリモートアクセス契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
  - (6) この約款の規定に違反することとなるとき、その他リモートアクセスサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき
- 3 前項の規定によるほか、当社は、そのリモートアクセス契約の申込みを承諾することによりこの約款の規定に反することとなる場合は、そのリモートアクセス契約の申込みを承諾しません。

### (リモートアクセスサービスの品目等の変更)

第9条 リモートアクセス契約者は、リモートアクセスサービスの品目等の変更の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第8条(リモートアクセス契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

### (利用契約回線の移転)

第10条 リモートアクセス契約者は、利用契約回線の移転の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第8条(リモートアクセス契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

### (IPアドレスの数又は設定の変更等)

第11条 リモートアクセス契約者(タイプⅡに係る者に限ります。)は、IPアドレスの数又はその設定の変更の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、前条の規定に準じて取り扱います。

(利用契約回線と当社の電気通信回線との接続)

第12条 リモートアクセス契約者は、その利用契約回線と、当社が提供する別記2に定める電気通信サービスに係る電気通信回線(30日以内の利用期間を指定して当社から電気通信サービスの提供を受けるための契約に係るものを除きます。)との接続の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第8条(リモートアクセス契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。
- 3 当社は、第1項の請求を承諾したときは、リモートアクセス契約者から指定のあった特定アクセスポイントを介して、指定のあった利用契約回線と指定のあった電気通信サービスに係る電気通信回線との接続を行います。

(リモートアクセスサービスの利用の一時中断)

第13条 当社は、リモートアクセス契約者から請求があったときは、リモートアクセスサービスの利用の一時中断(当該リモートアクセス契約に基づいて利用するリモートアクセスサービスに係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(リモートアクセス契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第14条 リモートアクセス契約者がリモートアクセス契約に基づいてリモートアクセスサービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(リモートアクセス契約者が行うリモートアクセス契約の解除)

第15条 リモートアクセス契約者は、リモートアクセス契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを契約事務を行うリモートアクセスサービス取扱所に書面により通知していただきます。

(破産等によるリモートアクセス契約の解除)

第16条 当社は、リモートアクセス契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにそのリモートアクセス契約を解除することがあります。

(当社が行うリモートアクセス契約の解除)

第17条 当社は、第24条(リモートアクセスサービスの利用停止)の規定によりリモートアクセスサービスの利用を停止されたリモートアクセス契約者がなおその事実を解消しない場合は、そのリモートアクセス契約を解除することがあります。

- 2 当社は、リモートアクセス契約者が第24条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、リモートアクセスサービスの利用停止をしないでそのリモートアクセス契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定により、そのリモートアクセス契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことをリモートアクセス契約者に通知します。

(その他の契約内容の変更)

第18条 当社は、リモートアクセス契約者から請求があったときは、第7条(リモートアクセス契約申込の方法)第4号に規定する契約内容の変更を行います。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第8条(リモートアクセス契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(その他の提供条件)

第19条 リモートアクセス契約に係るその他の提供条件については、別記3及び4に定めるところによります。



## 第5章 付加機能

### (付加機能の提供)

第20条 当社は、料金表第1表(料金)第2(付加機能利用料)において特段の定めがある場合を除き、リモートアクセス契約者から請求があったときは、料金表第1表(料金)第2(付加機能利用料)に定めるところにより付加機能を提供します。ただし、次のいずれかに該当するときは、その付加機能を提供できないことがあります。

- (1) 付加機能の提供を請求したリモートアクセス契約者が、料金表第1表(料金)第2(付加機能利用料)に規定する付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供を請求したリモートアクセス契約者が、本条第2項の規定により、その付加機能の利用を停止されているとき、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。
- (3) 付加機能の提供を請求したリモートアクセス契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
- (4) 付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。

2 当社は、料金表第1表(料金)第2(付加機能利用料)に特段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。

### (付加機能の利用の一時中断)

第21条 当社は、リモートアクセス契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断(その付加機能に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

ただし、料金表第1表(料金)第2(付加機能利用料)に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

### (付加機能の接続休止)

第22条 当社は、付加機能を提供しているリモートアクセスサービスの接続休止(第25条(リモートアクセスサービスの接続休止)第1項の接続休止をいいます。)があったときは、その付加機能の接続休止を行います。

2 当社は、前項の規定により付加機能の接続休止をするときは、第25条第2項及び第3項の規定に準じて取り扱います。

## 第6章 利用中止等

### (リモートアクセスサービスの利用中止)

第23条 当社は、次の場合には、リモートアクセスサービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第26条(通信利用の制限等)の規定により、通信利用を中止するとき。
- (3) KDDI株式会社の相互接続協定に基づき、相互接続点の所在場所を変更するとき。

2 当社は、前項の規定によりリモートアクセスサービスの利用を中止するときは、あらかじめ、そのことをリモートアクセス契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### (リモートアクセスサービスの利用停止)

第24条 当社は、リモートアクセス契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間(そのリモートアクセスサービスに係る料金その他の債務(当社の契約約款等の規定により支払いを要することとなった電気通信サービスに係る料金(当社がリモートアクセスサービスに係る料金と料金月(1の暦月の起算日(当社がリモートアクセス契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。))から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。))単位で一括して請求するものに限ります。)をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまで

の間)、そのリモートアクセスサービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき。
  - (2) 契約者がそのリモートアクセスサービス又は当社と契約を締結している他のリモートアクセスサービスの利用において、第41条（利用に係るリモートアクセス契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めるとき。
  - (3) リモートアクセス契約者が当社と契約を締結している他の電気通信サービス（他のリモートアクセスサービスを含みます。以下本条において同じとします。）又は締結していた他の電気通信サービスに係る料金その他の債務（その契約により支払いを要することとなったものをいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
  - (4) 前各号のほか、この約款の規定に反する行為であって、リモートアクセスサービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 2 当社は、複数のリモートアクセス契約を締結しているリモートアクセス契約者が、そのいずれかのリモートアクセス契約において、第41条（利用に係るリモートアクセス契約者の義務）の規定に違反したときは、6ヶ月以内で当社が定める期間、その全てのリモートアクセス契約に係るリモートアクセスサービスの利用を停止することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定によりリモートアクセスサービスの利用停止をするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間をリモートアクセス契約者に通知します。  
ただし、第1項第2号又は前項の規定によりリモートアクセスサービスの利用停止をする場合であって、緊急止むを得ないときは、この限りではありません。
- 4 リモートアクセス契約者が送信した電子メール（当社以外の者が割当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。以下この条において同じとします。）について、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、そのリモートアクセス契約者の電子メールの転送を継続して行うことがリモートアクセスサービスの提供に重大な支障を及ぼすと当社が認めるときは、当社は、そのリモートアクセス契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。

（リモートアクセスサービスの接続休止）

- 第25条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者における電気通信事業の休止により、リモートアクセス契約者がリモートアクセスサービスを全く利用することができなくなったときは、リモートアクセスサービスの接続休止（リモートアクセスサービスを利用して行う通信と他社接続通信との接続を休止することをいいます。以下同じとします。）を行います。  
ただし、そのリモートアクセスサービスについて、リモートアクセス契約者からリモートアクセスサービスの利用の一時中断又はリモートアクセス契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。
- 2 当社は、前項の規定によりリモートアクセスサービスの接続休止をするときは、あらかじめ、そのことをリモートアクセス契約者にお知らせします。
- 3 第1項に規定する接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、そのリモートアクセスサービスに係るリモートアクセス契約は解除されたものとして取り扱います。この場合には、当社は、そのことをリモートアクセス契約者にお知らせします。

## 第7章 通信

### 第1節 通信利用の制限等

（通信利用の制限等）

- 第26条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関にて利用されているリモートアクセスサービスであって、当社がそれらの機関との協議により定めたもの以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記10に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しくふくそうしたとき、又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

(当社又は協定事業者の契約約款等による制約)

- 第27条 リモートアクセス契約者は、当社又は協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款等の規定により、リモートアクセスサービスに係る協定事業者の電気通信回線を使用し、又はリモートアクセスサービスと一体的に利用する当社の電気通信サービスを利用することができない場合においては、リモートアクセスサービスに係る通信を行うことはできません。

## 第8章 料金等

### 第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

- 第28条 当社が提供するリモートアクセスサービスに係る料金は、基本利用料及び付加機能利用料とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。
- 2 当社が提供するリモートアクセスサービスに係る工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表(工事費)に定めるところによります。

### 第2節 料金等の支払義務

(定額利用料の支払義務)

- 第29条 リモートアクセス契約者は、この約款に特段の定めがある場合を除き、そのリモートアクセス契約に基づいて当社がリモートアクセスサービス又は付加機能の提供を開始した日から起算してリモートアクセス契約の解除又は付加機能の廃止があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、その日)について、当社が提供するリモートアクセスサービスの態様に応じて、定額利用料(料金表第1表(料金)に定める料金のうち、定額料金であるものをいいます。以下同じとします。)の支払いを要します。

ただし、この約款又は料金表に特段の定めがある場合は、この限りではありません。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断等によりリモートアクセスサービスを利用することができない状態が

生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、リモートアクセス契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要しません。
- (2) 利用停止があったときは、リモートアクセス契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、リモートアクセス契約者は、次の場合を除いて、リモートアクセスサービスを利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 リモートアクセス契約者の責めによらない理由により、リモートアクセスサービスを全く利用できない状態（リモートアクセスサービスに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄から4欄までに該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料
2 当社の故意又は重大な過失により、そのリモートアクセスサービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する定額利用料
3 利用契約回線の移転、相互接続点の所在場所の変更に伴って、リモートアクセスサービスを利用できなくなった期間が生じたとき（リモートアクセス契約者の都合により、リモートアクセスサービスを利用しなかった場合であって、リモートアクセスサービスに係る電気通信設備等を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する定額利用料
4 リモートアクセスサービスの接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する定額利用料

- 3 第1項の期間において、他社接続通信を行うことができないため、リモートアクセスサービスを利用できない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

- (1) 協定事業者の定める契約約款等の規定による利用の一時中断、利用停止又は協定事業者との契約の解除その他リモートアクセス契約者に帰する理由により、他社接続通信を行うことができなかった場合であっても、リモートアクセス契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、リモートアクセス契約者は、次の場合を除いて、他社接続通信を行うことができないため、リモートアクセスサービスを全く利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 リモートアクセス契約者の責めによらない理由により、他社接続通信を全く行うことができない状態（全ての他社接続通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じたため、リモートアクセスサービスを全く利用できなくなった場合（2欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料

起算して 24 時間以上その状態が連続したとき。	
2 他社接続通信に係る協定事業者の故意又は重大な過失により、当該他社接続通信を行うことができない状態が生じたため、当社のリモートアクセスサービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する定額利用料

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(工事費の支払義務)

第 30 条 リモートアクセス契約者は、工事を要する申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 2 表 (工事費) に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にそのリモートアクセス契約の解除又はその工事の請求の取消し (以下この条において「解除等」といいます。) があつたときは、この限りではありません。この場合において、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 リモートアクセス契約者は、工事の着手後完了前に解除等があつたときは、前項の規定にかかわらず、解除等があつたときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第 3 節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

第 31 条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、この約款に特段の定めがある場合を除き、料金表通則に定めるところによります。

第 4 節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第 32 条 リモートアクセス契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額 (消費税相当額を加算しない額とします。) の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第 33 条 リモートアクセス契約者は、料金その他の債務 (延滞利息を除きます。) について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年 14.5% の割合 (年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。) で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあつた場合は、この限りではありません。

第 5 節 協定事業者に係る債権の譲受等

(協定事業者に係る債権の譲受等)

第 34 条 協定事業者と電気通信サービスに係る契約を締結しているリモートアクセス契約者は、その契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた協定事業者の債権について、当社が譲り受け、請求することを承認していただきます。この場合、当社及び協定事業者は、リモートアクセス契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供するリモートアクセスサービスの料金とみなして取り扱います。

## 第9章 最低利用期間

(最低利用期間)

第 35 条 リモートアクセスサービスについては、料金表通則に定めるところにより、最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、その契約に基づいて当社がリモートアクセスサービスの提供を開始した日から起算して次のとおりとします。

ただし、料金表通則に特段の定めがあるときは、その定めるところによります。

区 分	最低利用期間
リモートアクセスサービス（次のものを除きます。） ア タイプⅡ（料金表第1表（料金）第1（基本利用料）に規定するエコノミークラスVのものに限ります。以下、「タイプⅡ（エコノミークラスV）」といいます。）	1年間

3 リモートアクセス契約者は、前項の最低利用期間内にリモートアクセス契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表通則に規定する額を支払っていただきます。

## 第10章 保守

(リモートアクセス契約者の切分責任)

第 36 条 リモートアクセス契約者は、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、リモートアクセス契約者に係る電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 当社は、当社の電気通信設備に故障がないと判定した場合において、リモートアクセス契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因がリモートアクセス契約者に係る電気通信設備にあったときは、リモートアクセス契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第 37 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 26 条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りません。

順 位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの

2	水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記 10 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第 1 順位となるものを除きます。）
3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの

## 第 11 章 損害賠償

### （責任の制限）

第 38 条 当社は、リモートアクセスサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（当社が当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。）は、そのリモートアクセスサービスが全く利用できない状態（当該リモートアクセス契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、当該リモートアクセス契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が当該協定事業者の契約約款等に定めるところにより、その損害を賠償する場合は、この限りではありません。

2 第 1 項の場合において、当社は、リモートアクセスサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該リモートアクセスサービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表第 1 表（料金）に規定する定額利用料

(2) 料金表第 1 表（料金）に規定する定額利用料以外の料金（リモートアクセスサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前 6 料金月の 1 日当たりの平均の料金（前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 当社は、リモートアクセスサービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前 2 項の規定は適用しません。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、損害賠償の取扱いに関し、料金表第 1 表（料金）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（注 1）本条第 2 項に規定する「当社が別に定める方法」により算出した額は、原則として、リモートアクセスサービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における 1 日当たりの平均の利用に関する料金とします。

（注 2）本条第 2 項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

### （免責）

第 39 条 当社は、リモートアクセスサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、リモートアクセス契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により、リモートアクセス契約者に係る電気通信設備の改造又は変更等を要することとなった場合であっても、その改造又は変更等に要する費用については負担しません。

## 第12章 雑則

### (承諾の限界)

第40条 当社は、リモートアクセス契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をしたリモートアクセス契約者にお知らせします。

ただし、この約款に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

### (利用に係るリモートアクセス契約者の義務)

第41条 リモートアクセス契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社がリモートアクセス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。  
ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
  - (2) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
  - (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がリモートアクセス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
  - (4) 当社がリモートアクセス契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
  - (5) ユーザID又はパスワードについて、善良な管理者の注意をもって管理することとし、これらの不正使用が想定される事態を発見したときは、そのことをすみやかに契約事務を行うリモートアクセスサービス取扱所に届け出ること。
  - (6) 故意に通信のふくそうを生じさせるおそれのある行為を行わないこと。
  - (7) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、リモートアクセスサービスを利用しないこと。
- 2 当社は、リモートアクセス契約者の行為が別記5に規定する禁止行為のいずれかに該当すると判断した場合は、前項第7号の義務に違反したものとみなします。
- 3 リモートアクセス契約者は、前2項の規定に違反してその電気通信設備を忘失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要なる費用を支払っていただきます。

### (リモートアクセス契約者の氏名等の通知)

第42条 当社は、協定事業者から要請があったときは、リモートアクセス契約者（その協定事業者とリモートアクセスサービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）の氏名及び住所等をその協定事業者へ通知することがあります。

### (協定事業者からの通知)

第43条 リモートアクセス契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者から料金又は工事に関する費用を適用するために必要なリモートアクセス契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

### (リモートアクセス契約者に係る情報の利用)

第44条 当社は、リモートアクセス契約者に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社又は協定事業者等の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等又は協定事業者等の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

なお、リモートアクセスサービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、リモートアクセス契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。



(協定事業者の電気通信サービスに係る料金等の回収代行)

第45条 当社は、リモートアクセス契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の電気通信サービスに関する契約約款等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスに係る料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をしたリモートアクセス契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがないとき。
- (2) そのリモートアクセス契約者の申出について、協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、そのリモートアクセス契約者が当社が定める支払期日を超えてもなお支払わないときは、当社は、そのリモートアクセス契約者に係る前項の取扱いを廃止します。

(協定事業者によるリモートアクセスサービスに係る料金の回収代行)

第46条 当社は、当社がこの約款の規定によりリモートアクセス契約者に請求することとしたリモートアクセスサービスに係る料金について、当社の代理人として、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

2 前項の規定により、協定事業者が請求した料金について、そのリモートアクセス契約者が協定事業者が定める支払期日を超えてもなおその協定事業者を支払わないときは、当社は、そのリモートアクセス契約者に係る前項の取扱いを廃止します。

(リモートアクセスサービスの技術的事項及び技術資料の閲覧)

第47条 当社は、当社が指定するリモートアクセスサービス取扱所において、リモートアクセスサービスを利用するうえで参考となる別記11の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(法令に関する事項)

第48条 リモートアクセスサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記6に定めるところによります。

(閲覧)

第49条 この約款において、別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

## 第13章 附帯サービス

(附帯サービス)

第50条 リモートアクセスサービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記7から9に定めるところによります。

## 別記

### 1 リモートアクセスサービスの提供区間

当社のリモートアクセスサービスは、次の区間において提供します。

区 分	提 供 区 間
リモートアクセスサービス	相互接続点又はアクセスポイントと特定アクセスポイントとの間

### 2 利用契約回線との接続ができる当社の電気通信回線に係る電気通信サービス

- (1) 第3種IPVPNサービス
- (2) バーチャルスイッチリンクサービスL3（リモートアクセス着信機能1に係るものに限ります。）

### 3 リモートアクセス契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割によりリモートアクセス契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに契約事務を行うリモートアクセスサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合において、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

### 4 リモートアクセス契約者の氏名等の変更

- (1) リモートアクセス契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行うリモートアクセスサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) リモートアクセス契約者は、(1)の届出に関し、当社から請求があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただきます。
- (3) リモートアクセス契約者が(1)の届出を怠ったとき又は事実と異なる届出を行ったときは、当社がこの約款に規定する通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

### 5 リモートアクセス契約者の禁止行為

リモートアクセス契約者は、リモートアクセスサービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 通信の伝送交換に妨害を与える行為、その他自己以外の者の電気通信設備等の利用又は運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (2) 自己以外の者の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (3) 自己以外の者の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (4) 自己以外の者を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (5) 犯罪行為又は犯罪行為を誘発し、若しくは扇動する行為
- (6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (7) 連鎖販売取引（マルチ商法）に関して法令に違反する行為
- (8) 猥褻若しくは児童ポルノ又は児童虐待等、児童又は青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字、文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (10) リモートアクセスサービスにより利用する情報を改ざんし、又は不当に消去する行為
- (11) 自己以外の者になりすましてリモートアクセスサービスを利用する行為
- (12) 本人の同意を得ずに広告、宣伝又は勧誘の文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為
- (13) 自己以外の者が嫌悪感を抱き、又はそのおそれのある文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為

- (14) 売春行為、暴力行為、残虐な行為等、公序良俗に違反し、又は自己以外の者に不利益を与える行為
- (15) その他法令又はこの約款等に違反する行為
- (16) (1) から (15) までのいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

6 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

7 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、リモートアクセス契約の申込みをする者又はリモートアクセス契約者から要請があったときは、リモートアクセスサービスと一体的に利用する協定事業者の電気通信サービスの利用に係る協定事業者に対する申込み、請求、届出その他当社が別に定める事項について、手続きの代行を行います。

8 カスタマコントロールの提供

(1) 当社は、リモートアクセス契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、カスタマコントロール（そのリモートアクセス契約者の設備を使用して当社の電気通信設備における各種設定等（料金表第 1 表（料金）第 2（付加機能利用料）に規定するユーザ ID 認証接続サービス、端末番号認証接続サービス若しくはマトリックス認証接続サービスの利用、廃止若しくは設定の変更等又は au 回線等に係る端末設備の電話番号の設定等をいいます。以下同じとします。）を提供します。

ただし、リモートアクセス契約者（タイプ II 又は旧 CPA（平成 28 年 12 月 28 日実施の附則に規定するものをいいます。以下この別記及び料金表において同じとします。）に係る者に限ります。）は、当該請求（タイプ II（通常クラス V）又は旧 CPA（平成 28 年 12 月 28 日実施の附則に規定する旧タイプ B 及び旧タイプ D・通常クラス V のもの）に係るリモートアクセス契約者については、マトリックスパスワード認証接続サービスに係るものに限ります。）を要しません。

(2) リモートアクセス契約者は、前項の請求をし、そのカスタマコントロールの提供を受けたときは、当社が別に定めるところにより、料金表第 3 表（附帯サービスに関する料金等）に規定するカスタマコントロールに係る料金及び工事に関する費用を支払っていただきます。

ただし、この約款又は料金表に特段の定めがある場合は、この限りではありません。

(3) カスタマコントロールに関する細目は当社が別に定めるところによります。

9 支払証明書の発行

(1) 当社は、リモートアクセスサービス契約者から請求があったときは、その契約者に係るリモートアクセスサービスの支払証明書を発行します。

(2) リモートアクセスサービス契約者は、(1) の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第 3 表（附帯サービスに関する料金等）に規定する料金の支払いを要します。

10 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1 の題号について 8,000 部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和 25 年法律第 131 号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

11 リモートアクセスサービスに係る技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件

- (1) 物理的条件
- (2) 電気的条件
- (3) 論理的条件

## 料金表

### 通則

#### (料金の計算方法)

- 1 当社は、月額料金（定額利用料のうち、月額で定められている料金をいいます。以下同じとします。）又は利用料は、料金月に従って計算します。
- 2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。
- 3 当社は、月額料金及び利用料については、料金月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。
- 4 当社は、料金その他の計算については、税抜価格（消費税相当額を含まない価格をいいます。以下同じとします。）により行います。

#### (月額料金の日割)

- 5 月額料金の日割は、次のとおりとします。

##### (1) (2)以外の場合

当社は、次の場合が生じたときに、月額料金をその利用日数に応じて日割します。

ア 料金月の初日以外の日によりリモートアクセスサービスの提供の開始があったとき。

イ 料金月の初日以外の日によりリモートアクセス契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。

ウ ア及びイの場合を除いて、料金月の初日以外の日により月額料金の額が増加又は減少したとき（この場合において、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。）。

エ 料金表第1表（料金）第1（基本利用料）に定めるプラン又はIPアドレスの設定方法等の変更があったとき。

オ 第29条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表の規定又は同条第3項第2号の表の規定に該当するとき。

カ 料金月の初日によりリモートアクセスサービスの提供を開始し、その日にそのリモートアクセス契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。

キ 起算日の変更があったとき。

- (2) リモートアクセスサービス（タイプⅡ（エコノミークラスⅤのものに限ります。）又は料金表第1表（料金）第2（付加機能利用料）に規定するユーザID認証接続サービス、端末番号認証接続サービス若しくはマトリックスパスワード認証接続サービスの場合

当社は、リモートアクセスサービス（タイプⅡ（エコノミークラスⅤのものに限ります。）又は料金表第1表（料金）第2（付加機能利用料）に規定するユーザ通信ID認証接続サービス、端末番号認証接続サービス若しくはマトリックスパスワード認証接続サービスについては、第29条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の規定又は同条第3項第2号の表の規定に該当するときに限り、その月額料金をその利用日数に応じて日割します。

- 6 5の規定による月額料金の日割は、料金月の日数により行います。この場合において、第29条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表の1欄又は同条第3項第2号の表に規定する月額料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

#### (端数処理)

- 7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

ただし、この料金表に特段の定めがある場合は、この限りではありません。

#### (料金等の支払い)

- 8 リモートアクセス契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

- 9 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

10 当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

(少額料金の翌月払い)

11 当社は、当該月に請求すべき料金（税抜価格）の総額が1,000円未満である場合は、その月に請求すべき料金を翌月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

(料金の一括後払い)

12 当社は、11の場合のほか、当社に特別の事情がある場合は、リモートアクセス契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

13 当社は、料金又は工事に関する費用について、リモートアクセス契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 13の「当社が別に定める条件」とは、前受金には利息を付さないことを条件として預かることをいいます。

(消費税相当額の加算)

14 第29条（定額利用料の支払義務）から第30条（工事費の支払義務）までの規定その他この約款の規定により、支払いを要するものとされている料金又は工事に関する費用の額は、この約款に定める税抜価格に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金等の臨時減免)

15 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のリモートアクセスサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

(最低利用期間内に契約の解除があった場合の料金等の適用)

16 リモートアクセスサービスには、タイプⅡ（エコノミークラスⅤ）のものを除き、最低利用期間があります。

17 リモートアクセス契約者は、最低利用期間内にリモートアクセス契約の解除があった場合は、第29条（定額利用料の支払義務）及び料金表の規定にかかわらず、残余の期間に対応する定額利用料の額に消費税相当額を加算した額に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

(料金等の請求)

18 リモートアクセスサービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款のほか、当社が別に定めるところによります。

第1表 料金

第1 基本利用料

1 適用

リモートアクセスサービスに係る基本利用料の適用については、第29条（定額利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容								
(1) 品目に係る料金の適用	<p>当社は、リモートアクセスサービスに係る料金額を適用するにあたって、以下のとおり、品目等を定めます。この場合、当社は、利用契約回線の品目等と、その利用契約回線と特定アクセスポイントを介して接続する電気通信回線（当社のバーチャルスイッチリンクサービス又はデジタルデータサービスに係るものに限ります。）の品目等とが異なることとなるリモートアクセスサービスについては、提供しません。</p> <p>ア LAN型（当社のIPVPNサービス（当社が別に定めるものに限ります。）又はバーチャルスイッチリンクサービスに係る電気通信回線と接続する利用契約回線を使用して行うリモートアクセスサービスをいいます。以下同じとします。）に係る品目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">0. 5Mb/sのもの並びに1Mb/sから1Mb/sごとに10Mb/sまでのもの、20Mb/sから10Mb/sごとに100Mb/sまでのもの及び200Mb/sから100Mb/sごとに1Gb/sまでのもの</td> <td style="vertical-align: top;">料金表別表1に規定する伝送速度の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 削除</p> <p>2 当社のバーチャルスイッチリンクサービスと接続する利用契約回線を使用して行うLAN型（タイプII（エコノミークラスV）のものに限ります。）は、上欄にかかわらず次の品目のもの限り、提供します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">100Mb/sベストエフォート</td> <td style="vertical-align: top;">最大100メガビット/秒までの符号伝送が可能なものであって符号伝送速度を保証しないもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 100Mb/sを超える品目は、当社のバーチャルスイッチリンクサービスと接続する利用契約回線を使用して行うタイプII（通常クラスV）のもの限り提供します。</p>	品 目	内 容	0. 5Mb/sのもの並びに1Mb/sから1Mb/sごとに10Mb/sまでのもの、20Mb/sから10Mb/sごとに100Mb/sまでのもの及び200Mb/sから100Mb/sごとに1Gb/sまでのもの	料金表別表1に規定する伝送速度の符号伝送が可能なもの	品 目	内 容	100Mb/sベストエフォート	最大100メガビット/秒までの符号伝送が可能なものであって符号伝送速度を保証しないもの
品 目	内 容								
0. 5Mb/sのもの並びに1Mb/sから1Mb/sごとに10Mb/sまでのもの、20Mb/sから10Mb/sごとに100Mb/sまでのもの及び200Mb/sから100Mb/sごとに1Gb/sまでのもの	料金表別表1に規定する伝送速度の符号伝送が可能なもの								
品 目	内 容								
100Mb/sベストエフォート	最大100メガビット/秒までの符号伝送が可能なものであって符号伝送速度を保証しないもの								
(2) タイプに係る料金の適用	<p>当社は、リモートアクセスサービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、タイプを定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">タイプII (CPA (Closed Packet Access))</td> <td style="vertical-align: top;">auデュアル、auパケット、LTEサービス又はLTEモジュールに係るau回線等（EZW eb機能その他当社が別に定める機能を利用してい</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	タイプII (CPA (Closed Packet Access))	auデュアル、auパケット、LTEサービス又はLTEモジュールに係るau回線等（EZW eb機能その他当社が別に定める機能を利用してい				
区 分	内 容								
タイプII (CPA (Closed Packet Access))	auデュアル、auパケット、LTEサービス又はLTEモジュールに係るau回線等（EZW eb機能その他当社が別に定める機能を利用してい								

	<p>るものを除きます。)からの着信が可能なもの</p> <p>備考</p> <p>1 リモートアクセスサービスに係る通信は、別記1に定める提供区間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点、アクセスポイント又は特定アクセスポイントを介してリモートアクセス網と接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証するものではありません。</p> <p>2 タイプⅡに係る通信（アクセスポイントに係るものに限り。）は、auデュアル、auパケット、LTEサービス又はLTEモジュールに係るau回線等から発信するものに限り取り扱います。</p> <p>3 タイプⅡにおけるau回線等に係る端末設備へのIPアドレスの設定方法等については、この約款に定めるもののほか、当社が別に定めるところによります。</p>						
<p>(3) サービスクラスに係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、リモートアクセスサービス（タイプⅡのものに限り。）に係る料金額を適用するにあたって、カテゴリごとに次のとおり、サービスクラスを定めます。</p> <table border="1" data-bbox="520 869 1479 1093"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常クラスV</td> <td>エコノミークラスV以外のもの</td> </tr> <tr> <td>エコノミークラスV</td> <td>(1) 欄の(ア)の表の内容欄の規定にかかわらず、利用契約回線において、最大100メガビット/秒までの符号伝送が可能なものであって、符号伝送速度を保証しないもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ リモートアクセス契約者は、アのサービスクラスの変更の請求をすることができます。</p> <p>ただし、カテゴリの変更を伴う場合はこの限りではありません。</p> <p>ウ 当社は、イの請求があったときは、第8条（リモートアクセス契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。</p> <p>エ エコノミークラスVに係る基本利用料は、割り当てられているユーザIDの数に応じて定めます。</p>	区 分	内 容	通常クラスV	エコノミークラスV以外のもの	エコノミークラスV	(1) 欄の(ア)の表の内容欄の規定にかかわらず、利用契約回線において、最大100メガビット/秒までの符号伝送が可能なものであって、符号伝送速度を保証しないもの
区 分	内 容						
通常クラスV	エコノミークラスV以外のもの						
エコノミークラスV	(1) 欄の(ア)の表の内容欄の規定にかかわらず、利用契約回線において、最大100メガビット/秒までの符号伝送が可能なものであって、符号伝送速度を保証しないもの						
<p>(4) アサイン用IPアドレス付与区分に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、リモートアクセスサービス（タイプⅡのものに限り。）以下この欄において同じとします。）に係る料金額を適用するにあたって、下表の区分（以下「アサイン用IPアドレス付与区分」といいます。）を定めます。</p> <table border="1" data-bbox="520 1491 1479 1749"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約者指定型 （お客様指定アドレス）</td> <td>そのリモートアクセスサービスにおいて、リモートアクセス契約者が指定するIPアドレス（当社が別に定めるもの以外のものに限り。）を付与するもの</td> </tr> <tr> <td>当社指定型 （KDDI指定アドレス）</td> <td>そのリモートアクセスサービスにおいて、当社が指定するIPアドレス（当社が別に定めるもの以外のものに限り。）を付与するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>ア リモートアクセス契約者は、そのアクセスポイントにおいて利用する接続先ドメイン名ごとに、アサイン用IPアドレス付与区分を指定して、利用するIPアドレスの付与を請求していただきます。</p> <p>イ 当社は、アの請求があったときは、当社の業務の遂行上支障がある場合を除き、次表右欄に定める数を単位とするIPアドレス群（以下「IPアドレスセット」といいます。）の付与を行います。</p>	区 分	内 容	契約者指定型 （お客様指定アドレス）	そのリモートアクセスサービスにおいて、リモートアクセス契約者が指定するIPアドレス（当社が別に定めるもの以外のものに限り。）を付与するもの	当社指定型 （KDDI指定アドレス）	そのリモートアクセスサービスにおいて、当社が指定するIPアドレス（当社が別に定めるもの以外のものに限り。）を付与するもの
区 分	内 容						
契約者指定型 （お客様指定アドレス）	そのリモートアクセスサービスにおいて、リモートアクセス契約者が指定するIPアドレス（当社が別に定めるもの以外のものに限り。）を付与するもの						
当社指定型 （KDDI指定アドレス）	そのリモートアクセスサービスにおいて、当社が指定するIPアドレス（当社が別に定めるもの以外のものに限り。）を付与するもの						



	アサイン用IPアドレス付与区分	IPアドレスの数
	契約者指定型 (お客様指定アドレス)	252
	当社指定型 (KDDI指定アドレス)	29
	<p>備考 削除</p> <p>リモートアクセス契約者(タイプIIに係る者に限ります。)は、特定au回線等(auデュアル、auパケット、第1種LTEデュアル(au約款等に規定する第1種LTEデュアルをいいます。)又は特定LTEモジュールに係るau回線等をいいます。以下同じとします。)で利用するIPアドレスセットとその他のau回線等で利用するIPアドレスセットとが全部又は一部において重複しないよう、請求していただきます。</p> <p>ウ 当社指定型を選択するリモートアクセス契約者から特段の要請があり、当社の業務の遂行上支障がない場合、当社は、当社が別に定める条件でIPアドレスの使用を承諾することがあります。</p> <p>イ リモートアクセス契約者は、アサイン用IPアドレス付与区分について変更の請求をすることができます。</p> <p>ウ 当社は、この欄に定める請求があったときは、第8条(リモートアクセス契約の申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。</p>	
(5) 基本利用料の算定	<p>リモートアクセスサービス(タイプIIのものに限ります。)に係る基本利用料は、1の基本額に、次のア、イ及びウに基づき算定した全ての加算額を加算して算定します。</p> <p>ア IPアドレスセットの数に応じた加算額の算定 付与されたIPアドレスセットの数に基づき算定します。 この場合において、当社指定型に係る加算額については、付与されたIPアドレスセットの数が1を超える場合に、付与されたIPアドレスセット(1を超える部分のものに限ります。)の数に基づき算定します。</p> <p>イ 接続先ドメイン名の数に応じた加算額の算定 接続先ドメイン名の数が増える場合に、接続ドメイン名(3を超える部分のものに限ります。)の数に基づき算定します。</p> <p>ウ ユーザIDの数に応じた加算額の算定 タイプII(エコノミークラスV)に係るユーザIDの数が増える場合に、ユーザID(1を超える部分のものに限ります。)の数に基づき算定します。</p>	

2 料金額

(1) タイプⅡのもの

ア 基本額

(ア) 通常クラスVのもの

定額利用料

1 利用契約回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
0.5Mb/s	39,000円
1Mb/s	43,000円
2Mb/s	48,000円
2Mb/sを超え10Mb/sまでのもの	48,000円 に、 2Mb/sを超える1Mb/sまでごとに 3,000円 を 加算した額
20Mb/s	102,000円
30Mb/s	132,000円
40Mb/s	162,000円
50Mb/s	192,000円
60Mb/s	222,000円
70Mb/s	252,000円
80Mb/s	282,000円
90Mb/s	312,000円
100Mb/s	342,000円
200Mb/s	432,000円
300Mb/s	606,000円
400Mb/s	780,000円
500Mb/s	954,000円
600Mb/s	1,128,000円
700Mb/s	1,302,000円
800Mb/s	1,476,000円
900Mb/s	1,650,000円
1Gb/s	1,824,000円

(イ) エコノミークラスVのもの

定額利用料

1 利用契約回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
100Mb/s ベストエフォート	500円

イ 加算額

(ア) IPアドレスの付与単位数に係るもの

定額利用料

IPアドレスの付与単位数ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
契約者指定型のもの	12,000円
当社指定型のもの	3,000円

(イ) 接続先ドメイン名の数に係るもの

定額利用料

1 接続先ドメイン名ごとに月額

料 金 額 (税抜価格)
3,000円

(ウ) ユーザIDの数に係るもの

定額利用料

1 ユーザIDごとに月額

料 金 額 (税抜価格)
500円

第2 付加機能利用料

1 適用

付加機能利用料の適用については、第29条（定額利用料の支払義務）の規定によります。

2 料金額

	区 分	単 位	料金額（税抜価格）
ア ユーザID 認証接続 サービス	本サービスの利用の請求をしたリモートアクセス契約者に係る利用契約回線へ、当社が別に定めるところに従って送信されたユーザIDを当社が認証することにより通信を行うことができるようになるもの （ア）タイプIIに係るもの（定額利用料）	1のユーザID につき月額	200円
	備考 （ア）本サービスは、リモートアクセス契約者（タイプIIに係る者に限ります。以下この欄において同じとします。）に限り提供します。 （イ）本サービスに係る料金額は、利用のあったユーザIDの数が料金月において最大となる数について適用します。 ただし、リモートアクセス契約者（タイプII（エコノミークラスV）に係る者に限ります。）は、第29条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、本サービスに係る定額利用料の支払いを要しません。 （ウ）当社は、1のユーザIDごとにリモートアクセス契約者が指定する1のパスワードを当社の認証装置に登録します。 （エ）本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。		
イ 端末番号 認証接続 サービス	a u回線等からの着信があった際に、本サービスの利用の請求をしたリモートアクセス契約者に係る利用契約回線へ送信されたそのリモートアクセス契約者（タイプIIに係る者に限ります。）が指定した端末番号（a u回線等に係る端末設備を識別するための英字及び数字の組み合わせをいいます。以下同じとします。）を当社が認証することにより、通信を行うようにすることができるもの （ア）タイプIIに係るもの（定額利用料）	1の端末番号に つき月額	300円
	備考 （ア）本サービスは、リモートアクセス契約者（タイプII（カスタマーコントロールの利用に係るものに限ります。）に係る者に限ります。）に限り提供します。この場合において、リモートアクセス契約者（タイプII（エコノミークラスV）に係る者に限ります。）は、本欄及び第20条（付加機能の提供）の規定にかかわらず、本サービスの利用の請求を要しません。 （イ）本サービスに係る料金額は、利用のあった端末番号又は電話番号の数が料金月において最大となる数について適用します。 ただし、リモートアクセス契約者（タイプII（エコノミークラスV）に係る者に限ります。）は、第29条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、本サービスに係る定額利用料の支払いを要しません。 （ウ）本サービスを利用するリモートアクセス契約者は、認証する端末番号又は電話番号を当社に届け出てください。 （エ）当社は、本サービス（タイプII（エコノミークラスV）に係るものに限ります。以下この（エ）において同じとします。）を提供しているリモートアクセスサービスの利用の一時中断があったときは、第21条（付加機能の利用の一時中断）の規定にかかわらず、本サービスに係るリモートアクセス契約者から請求があったものとみなして		

	<p>本サービスに係る付加機能の利用の一時中断を行います。</p> <p>(オ) 本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		
ウ バックアップサービス	<p>本サービスの利用の請求をしたリモートアクセス契約者に係る利用契約回線（特定アクセスポイントを介して、その利用契約回線と接続する当社の電気通信サービスに係る電気通信設備を含みます。）に障害が生じ、全く利用できない状態が生じた場合に、そのリモートアクセス契約者からの請求により、当社があらかじめ設置した予備の利用契約回線を使用してそのリモートアクセスサービスを利用することができるようにするもの</p> <p>(ア) タイプⅡに係るもの（定額利用料）</p>	1 利用契約回線 ごとに月額	リモートアクセスサービスに係るタイプⅡの基本額と同額
備考	<p>(ア) 本サービスは、リモートアクセス契約者（リモートアクセス契約者（タイプⅡ（通常クラスⅤ）に係る者に限ります。）は、本欄及び第20条（付加機能の提供）の規定にかかわらず、本サービスの利用の請求を要しません。</p> <p>(イ) 当社は、本サービスの料金額を適用するにあたって、リモートアクセスサービスと同一の品目を定めます。</p> <p>(ウ) 本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		
エ マトリックスパスワード	<p>本サービスの利用の請求をしたリモートアクセス契約者に係る利用契約回線へ、当社が別に定めるところに従って、ユーザID及びマトリックスパスワードを当社が認証することにより通信を行うことができるようにするもの</p>	1 ユーザIDごと に月額	200円
備考	<p>(ア) 本サービスは、リモートアクセス契約者（タイプⅡ（通常クラスⅤ）に係る者に限ります。以下この欄において同じとします。）に限り提供します。</p> <p>(イ) 本サービスに係る料金額は、利用のあったユーザIDの数が料金月において最大となる数について適用します。</p> <p>(ウ) 当社は、1のユーザIDに対応するマトリックスパスワードの情報を当社の認証装置に登録します。</p> <p>(エ) 本サービスに係るリモートアクセス契約者は、ユーザID認証接続サービスを利用することはできません。</p> <p>(オ) 本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		

第2表 工事費

第1 リモートアクセスサービス（付加機能に係るものを除きます。）に係るもの

1 適用

リモートアクセスサービス（付加機能に係るものを除きます。）に係る工事費の適用については、第30条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工 事 費 の 適 用	
(1) 工事費の適用	工事費は、利用契約回線ごとに適用します。
(2) 同時に2以上の工事を施工する場合の工事費の適用	1のリモートアクセス契約者からの申込み又は請求により、同時に2以上の工事（料金表第3表（附帯サービスに関する料金等）に定めるカスタマコントロールの設定に関する工事（タイプIのものに限ります。）を含みます。）を施工する場合は、2（工事費の額）の区分ごとに、それらの工事費のうち、1の工事の工事費を適用します。
(3) リモートアクセスサービスの品目等の変更、利用契約回線の移転の場合の工事費の適用	リモートアクセスサービスの品目等の変更の場合の工事費は、変更後の品目等に対応する設備に関する工事について、移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について、それぞれ適用します。

2 工事費の額

区 分	単 位	工事費の額 (税抜価格)
(1) 利用契約回線の設置、リモートアクセスサービスの品目等の変更、利用契約回線の移転、リモートアクセスサービスの利用の一時中断若しくはその再開、取扱所交換設備の設定、変更等、IPアドレス、若しくはIPアドレスの数の設定、変更等、接続先URL若しくは接続先URLの数の設定、変更等又は接続先ドメイン名若しくは接続先ドメイン名の数の設定、変更等に関する工事 ア タイプIIに係るもの	1 利用契約回線 ごとに	5,000 円

第2 リモートアクセスサービス（付加機能に係るものに限ります。）に係るもの

1 適用

リモートアクセスサービス（付加機能に係るものに限ります。）に係る工事費の適用については、第30条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工 事 費 の 適 用	
(1) 工事費の適用	工事費は、付加機能の利用の開始、利用内容の変更ごとに適用します。
(2) 工事費の適用除外	<p>ア リモートアクセス契約者（タイプⅡに係る者に限ります。）は、カスタマコントロールの提供に係る請求をし、その提供を受けているときは、2（工事費の額）の規定にかかわらず、ユーザID認証接続サービスの工事費の支払いを要しません。</p> <p>イ リモートアクセス契約者（タイプⅡに係る者に限ります。）は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、バックアップサービスの工事費の支払いを要しません。</p>

2 工事費の額

区 分	単 位	工事費の額 (税抜価格)
(1) ユーザID認証接続サービス	1のユーザIDごとに	100円
(2) 端末番号認証接続サービス（タイプⅡに係るものに限ります。）	1の端末番号ごとに	100円
(3) バックアップサービス	1利用契約回線ごとに	リモートアクセスサービス（タイプⅡのものに限ります。）に係る工事費と同額

第3表 附帯サービスに関する料金等

第1 支払証明書の発行手数料

1 適用

支払証明書の発行手数料の適用については、別記9（支払証明書の発行）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
支払証明書の発行手数料の適用	リモートアクセスサービス契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行手数料の支払いを要しません。

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額 (税抜価格)
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行1回ごとに	400円

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

第2 カスタマコントロールに係る料金等

1 カスタマコントロールに係る料金

(1) カスタマコントロールに係る料金の適用については、別記8（カスタマコントロールの提供）の規定のとおりとします。

(2) 料金額

区 分	単 位	料 金 額 (税抜価格)
カスタマコントロール	ドメイン名（当社がリモートアクセス契約者にあらかじめ割り当てたドメイン名をいいます。）ごとに月額	5,000円

備考

1 リモートアクセス契約者（タイプII（エコノミークラス等・コースII）に係る者に限ります。）は、別記8の規定にかかわらず、カスタマコントロールに係る料金（タイプII（通常クラス等）に係るリモートアクセス契約者については、マトリックス認証接続サービスに係るものに限ります。）の支払いを要しません。

2 ドメイン名の割当てについては、当社が別に定めるところによります。

2 カスタマコントロールに係る工事に関する費用

(1) 適用

カスタマコントロールに係る工事に関する費用の適用については、別記8（カスタマコントロールの提供）の規定によるほか、次のとおりとします。

工 事 費 の 適 用
-------------



ア 同時に2以上の工事を施工する場合の工事費の適用	1のリモートアクセス契約者からの申込み又は請求により、同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事費のうち、1の工事の工事費を適用します。
イ 工事に関する費用の適用除外	リモートアクセス契約者（タイプⅡ（通常クラス等）に係る者に限ります。）は、別記8の規定にかかわらず、カスタマコントロールに係る工事に関する費用（タイプⅡ（通常クラス等）に係るリモートアクセス契約者については、マトリックス認証接続サービスに係るものに限ります。）の支払いを要しません。

(2) 工事に関する費用の額

区 分	単 位	工事に関する費用の額 (税抜価格)
カスタマコントロールの設定に関する工事（タイプⅡに係るもの）	1の工事ごとに	5,000円

附 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成21年4月16日から実施します。

(実施期日)

- 1 この改正約款は、平成22年1月1日から実施します。

(実施期日)

- 1 この改正約款は、平成23年3月17日から実施します。

(実施期日)

- 1 この改正約款は、平成26年1月31日から実施します。

(実施期日)

- 1 この改正約款は、平成27年12月15日から実施します。

(実施期日)

- 1 この改正約款は、平成29年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、旧約款の規定により当社が提供している次表左欄のサービスに係るリモートアクセスサービス契約は、この改正規定実施の日において、次表右欄のサービス（以下この附則において「旧CPA」といいます。）に係るリモートアクセスサービス契約（以下この附則において「旧CPA契約」といいます。）に移行したものとします。

タイプⅡ カテゴリー1 エコノミークラス（タイプA） コースⅡ カテゴリー2（タイプD） 通常クラスV エコノミークラスV コースⅡ	旧タイプⅡ 旧カテゴリー1 旧タイプA 旧コースⅡ 旧タイプD 旧通常クラスV 旧エコノミークラスV 旧コースⅡ
---	---

- 3 前項の規定により提供する旧CPA又は旧付加機能に係る提供条件等は、次に掲げるものを除き、前2項の表の左欄に定めるサービス又は付加機能に係る従前の例によります。

(1) 基本利用料

ア 適用

旧CPAに係る基本利用料の適用については、第29条（定額利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容				
(1) 品目に係る料金の適用	当社は、旧CPAに係る料金額を適用するにあたって、以下のとおり、品目等を定めます。この場合、当社は、利用契約回線の品目等と、その利用契約回線と特定アクセスポイントを介して接続する電気通信回線（当社のバーチャルスイッチリンクサービスに係るものに限ります。）の品目等とが異なることとなる旧CPAについては、提供しません。 ア LAN型（当社のIPVPNサービス（当社が別に定めるものに限ります。）又はバーチャルスイッチリンクサービスに係る電気通信回線と接続する利用契約回線を使用して行う旧CPAをいいます。以下同じとします。）に係る品目				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容		
品 目	内 容				

	<p>0. 5Mb/sのもの並びに1Mb/sから1Mb/sごとに10Mb/sまでのもの、20Mb/sから10Mb/sごとに100Mb/sまでのもの及び200Mb/sから100Mb/sごとに1Gb/sまでのもの</p>	<p>料金表別表1に規定する伝送速度の符号伝送が可能なもの</p>								
	<p>備考</p> <p>1 当社のIPVPNサービス又はバーチャルスイッチリンクサービスと接続する利用契約回線を使用して行うLAN型（旧タイプII（旧コースII）のものに限ります。）は、上欄にかかわらず次の品目のもの限り、提供します。</p> <table border="1" data-bbox="539 831 1460 943"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10Mb/sベストエフォート</td> <td>最大10メガビット/秒までの符号伝送が可能なものであって符号伝送速度を保証しないもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 当社のバーチャルスイッチリンクサービスと接続する利用契約回線を使用して行うLAN型（旧タイプD（旧エコノミークラスV）のものに限ります。）は、上欄にかかわらず次の品目のもの限り、提供します。</p> <table border="1" data-bbox="539 1088 1460 1234"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100Mb/sベストエフォート</td> <td>最大100メガビット/秒までの符号伝送が可能なものであって符号伝送速度を保証しないもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 100Mb/sを超える品目は、当社のバーチャルスイッチリンクサービスと接続する利用契約回線を使用して行う旧タイプD（旧通常クラスVのものに限ります。以下この附則において「旧タイプ・通常クラスV」といいます。）のもの限り提供します。</p>		品目	内容	10Mb/sベストエフォート	最大10メガビット/秒までの符号伝送が可能なものであって符号伝送速度を保証しないもの	品目	内容	100Mb/sベストエフォート	最大100メガビット/秒までの符号伝送が可能なものであって符号伝送速度を保証しないもの
品目	内容									
10Mb/sベストエフォート	最大10メガビット/秒までの符号伝送が可能なものであって符号伝送速度を保証しないもの									
品目	内容									
100Mb/sベストエフォート	最大100メガビット/秒までの符号伝送が可能なものであって符号伝送速度を保証しないもの									
<p>(2) 通信の態様による細目等の変更</p>	<p>旧CPA契約者は旧CPAに係る通信の態様による細目等の変更の請求をすることができます。</p>									
<p>(3) サービスクラスの変更</p>	<p>ア 旧CPA契約者は、旧CPAに係るサービスクラスの変更の請求をすることができます。</p> <p>イ 当社は、アの請求があったときは、第8条（リモートアクセス契約の申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。</p>									
<p>(4) アサイン用IPアドレス付与区分に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、旧CPAに係る料金額を適用するにあたって、下表の区分（以下「アサイン用IPアドレス付与区分」といいます。）を定めます。</p> <table border="1" data-bbox="523 1715 1481 1973"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約者指定型（お客様指定アドレス）</td> <td>その旧CPAにおいて、旧CPA契約者が指定するIPアドレス（当社が別に定めるもの以外のものに限ります。）を付与するもの</td> </tr> <tr> <td>当社指定型（KDDI指定アドレス）</td> <td>その旧CPAサービスにおいて、当社が指定するIPアドレス（当社が別に定めるもの以外のものに限ります。）を付与するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p>		区分	内容	契約者指定型（お客様指定アドレス）	その旧CPAにおいて、旧CPA契約者が指定するIPアドレス（当社が別に定めるもの以外のものに限ります。）を付与するもの	当社指定型（KDDI指定アドレス）	その旧CPAサービスにおいて、当社が指定するIPアドレス（当社が別に定めるもの以外のものに限ります。）を付与するもの		
区分	内容									
契約者指定型（お客様指定アドレス）	その旧CPAにおいて、旧CPA契約者が指定するIPアドレス（当社が別に定めるもの以外のものに限ります。）を付与するもの									
当社指定型（KDDI指定アドレス）	その旧CPAサービスにおいて、当社が指定するIPアドレス（当社が別に定めるもの以外のものに限ります。）を付与するもの									

	<p>ア 旧CPA契約者は、そのアクセスポイントにおいて利用する接続先ドメイン名ごとに、アサイン用IPアドレス付与区分を指定して、利用するIPアドレスの付与を請求していただきます。</p> <p>イ 当社は、アの請求があったときは、当社の業務の遂行上支障がある場合を除き、次表右欄に定める数を単位とするIPアドレス群（以下「IPアドレスセット」といいます。）の付与を行います。</p> <table border="1" data-bbox="539 432 1445 618"> <thead> <tr> <th>アサイン用IPアドレス付与区分</th> <th>IPアドレスの数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約者指定型 （お客様指定アドレス）</td> <td>252</td> </tr> <tr> <td>当社指定型 （KDDI指定アドレス）</td> <td>29</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 旧CPA契約者（旧タイプDに係る者に限ります。）は、特定au回線等で利用するIPアドレスセットとその他のau回線等で利用するIPアドレスセットとが全部又は一部において重複しないよう、請求していただきます。</p> <p>ウ 当社指定型を選択する旧CPA契約者から特段の要請があり、当社の業務の遂行上支障がない場合、当社は、当社が別に定める条件でIPアドレスの使用を承諾することがあります。</p> <p>イ 旧CPA契約者は、アサイン用IPアドレス付与区分について変更の請求をすることができます。</p> <p>ウ 当社は、この欄に定める請求があったときは、第8条（リモートアクセス契約の申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。</p>	アサイン用IPアドレス付与区分	IPアドレスの数	契約者指定型 （お客様指定アドレス）	252	当社指定型 （KDDI指定アドレス）	29
アサイン用IPアドレス付与区分	IPアドレスの数						
契約者指定型 （お客様指定アドレス）	252						
当社指定型 （KDDI指定アドレス）	29						
<p>(5) 基本利用料の算定</p>	<p>ア 旧CPAに係る基本利用料は、1の基本額に、次の（ア）、（イ）及び（ウ）に基づき算定した全ての加算額を加算して算定します。</p> <p>（ア）IPアドレスセットの数に応じた加算額の算定 付与されたIPアドレスセットの数に基づき算定します。 この場合において、当社指定型に係る加算額については、付与されたIPアドレスセットの数が1を超える場合に、付与されたIPアドレスセット（1を超える部分のものに限ります。）の数に基づき算定します。</p> <p>（イ）接続先ドメイン名の数に応じた加算額の算定 接続先ドメイン名の数が増える場合に、接続ドメイン名（3を超える部分のものに限ります。）の数に基づき算定します。</p> <p>（ウ）ユーザIDの数に応じた加算額の算定 旧タイプII（エコノミークラス等）（旧タイプA（旧コースII）及び旧タイプD・エコノミークラスVをいいます。以下この附則において同じとします。）に係るユーザIDの数が1を超える場合に、ユーザID（1を超える部分のものに限ります。）の数に基づき算定します。</p>						
<p>(6) 基本額と9までの追加ユーザIDに係る加算額の減額適用</p>	<p>ア 当社は、その料金月に、ウに掲げる不承諾条件のいずれにも該当しない場合、基本額と9までの追加ユーザID（旧CPA契約者が指定した1のユーザID（当該指定がないときは当社が指定したものとします。）以外のユーザIDをいいます。以下同じとします。）に係る加算額の減額適用（旧CPA契約者からあらかじめ指定のあった旧タイプA（旧コースII）において、（5）欄に基づき算定した基本利用料から、基本額と9までの追加ユーザIDに係る加算額との合計額（以下「割引額」といいます。）を減じる取扱いをいいます。以下この欄において「本割引」といいます。）を行います。</p> <p>イ 本割引の適用を受けようとする旧CPA契約者は、当社所定の方法により、当社に申し出ていただきます。</p>						

	<p>ウ 当社は、イの申出があった場合、次のいずれか（以下この欄において「不承諾条件」といいます。）に該当する場合を除き、その申出を承諾します。</p> <p>（ア）その旧CPA契約者が、その料金月に、他の旧CPA契約において、本割引の適用を受けているとき。</p> <p>（イ）その旧CPA契約者が第24条（リモートアクセスサービスの利用停止）の規定により旧CPAの利用を停止されているとき。</p> <p>（ウ）旧CPA契約者がこの約款の適用に違反し、又は違反するおそれがあるとき。</p> <p>（エ）その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>エ 当社は、ウの承諾を行った場合、その承諾した日が属する料金月の初日（その料金月中の初日以外の日から本割引に係る旧CPAの提供を開始したときは、その開始日とします。）から、旧CPA契約者が本割引の終了の申出を行った日が属する料金月の末日までの期間について、本割引を適用します。</p> <p>オ エの規定にかかわらず、当社は、次のいずれかの事由が生じた場合、その事由が生じた日が属する料金月の前料金月の末日をもって本割引の適用を廃止します。</p> <p>（ア）契約者の地位の承継があったとき。</p> <p>（イ）旧CPAの接続休止又は利用停止があったとき。</p> <p>（ウ）旧CPA契約の解除があったとき。</p> <p>（エ）サービスクラスの変更があったとき。</p> <p>（オ）その他ウに規定する不承諾条件のいずれかに該当したとき。</p> <p>カ 追加ユーザIDの数が10以上ある場合、当社は、日割り等による減額の少ないものから順に特定した9の追加ユーザIDによって割引額の計算を行うものとします。</p>
--	--

イ 料金額

（ア）基本額

①旧タイプAのもの

I 旧コースIIのもの

定額利用料

1 利用契約回線ごとに月額

区 分	料金額（税抜価格）
10Mb/s ベストエフォート	500円

②タイプDのもの

I 旧通常クラスVのもの

定額利用料

1 利用契約回線ごとに月額

区 分	料金額（税抜価格）
0.5Mb/s	39,000円
1Mb/s	43,000円
2Mb/s	48,000円
2Mb/sを超え10Mb/sまでのもの	48,000円 に、 2Mb/sを超える1Mb/sまでごとに 3,000円 を 加算した額
20Mb/s	102,000円
30Mb/s	132,000円
40Mb/s	162,000円
50Mb/s	192,000円
60Mb/s	222,000円

70Mb/s	252,000円
80Mb/s	282,000円
90Mb/s	312,000円
100Mb/s	342,000円
200Mb/s	432,000円
300Mb/s	606,000円
400Mb/s	780,000円
500Mb/s	954,000円
600Mb/s	1,128,000円
700Mb/s	1,302,000円
800Mb/s	1,476,000円
900Mb/s	1,650,000円
1Gb/s	1,824,000円

Ⅱ 旧エコノミークラスVのもの

定額利用料

1 利用契約回線ごとに月額

区 分	料金額（税抜価格）
100Mb/s ベストエフォート	500円

(イ) 加算額

① IPアドレスの付与単位数に係るもの

定額利用料

IPアドレスの付与単位数ごとに月額

区 分	料金額（税抜価格）
契約者指定型のもの	12,000円
当社指定型のもの	3,000円

② 接続先ドメイン名の数に係るもの

定額利用料

1 接続先ドメイン名ごとに月額

料金額（税抜価格）
3,000円

③ ユーザIDの数に係るもの

定額利用料

1 ユーザIDごとに月額

料金額（税抜価格）
500円

(2) 旧付加機能利用料

ア 適用

旧付加機能利用料の適用については、第29条（定額利用料の支払義務）の規定によります。

イ 料金額

区 分		単 位	料金額 (税抜価格)
ア 旧ユーザID認証接続サービス	本サービスの利用の請求をした旧CPA契約者に係る利用契約回線へ、当社が別に定めるところに従って送信されたユーザIDを当社が認証することにより通信を行うことができるようになるもの	1のユーザIDにつき月額	200円
	備考 (ア) 本サービスは、旧CPA契約者に限り提供します。 (イ) 本サービスに係る料金額は、利用のあったユーザIDの数が料金月において最大となる数について適用します。 ただし、旧CPA契約者（旧タイプII（エコノミークラス等）に係る者に限り（エ）は、第29条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、本サービスに係る定額利用料の支払いを要しません。 (ウ) 当社は、1のユーザIDごとに旧CPA契約者が指定する1のパスワードを当社の認証装置に登録します。 (エ) 本サービスに係る旧CPA契約者は、マトリックスパスワード認証接続サービスを利用することはできません。 (オ) 本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。		
イ 旧端末番号認証接続サービス	a u回線等からの着信があった際に、本サービスの利用の請求をした旧CPA契約者に係る利用契約回線へ送信されたその旧CPA契約者が指定した端末番号（a u回線等に係る端末設備を識別するための英字及び数字の組み合わせをいいます。以下同じとします。）を当社が認証することにより、通信を行うようにすることができるもの	1の端末番号につき月額	300円
	備考 (ア) 本サービスは、旧CPA契約者（カスタマーコントロールの利用に係るもの）に限り提供します。この場合において、旧CPA契約者（旧タイプII（エコノミークラス等）に係る者に限り（エ）は、本欄及び第20条（付加機能の提供）の規定にかかわらず、本サービスの利用の請求を要しません。 (イ) 本サービスに係る料金額は、利用のあった端末番号又は電話番号の数が料金月において最大となる数について適用します。 ただし、旧CPA契約者（タイプII（エコノミークラス等・コースII）に係る者に限り（エ）は、第29条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、本サービスに係る定額利用料の支払いを要しません。 (ウ) 本サービスを利用する旧CPA契約者は、認証する端末番号又は電話番号を当社に届け出ていただきます。 (エ) 当社は、本サービス（旧タイプII（エコノミークラス等）に係るもの）に限り提供します。以下この（エ）において同じとします。）を提供している旧CPAの利用の一時中断があったときは、第21条（付加機能の利用の一時中断）の規定にかかわらず、本サービスに係る旧CPA契約者から請求があったものとみなして本サービスに係る付加機能の利用の一時中断を行います。 (オ) 本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。		

ウ 旧バックアップサービス	本サービスの利用の請求をした旧CPA契約者に係る利用契約回線（特定アクセスポイントを介して、その利用契約回線と接続する当社の電気通信サービスに係る電気通信設備を含みます。）に障害が生じ、全く利用できない状態が生じた場合に、その旧CPA契約者からの請求により、当社があらかじめ設置した予備の利用契約回線を使用してその旧CPAを利用することができるようにするもの	1 利用契約回線ごとに月額	旧CPAに係る基本額と同額
	備考	<p>(ア) 本サービスは、旧CPA契約者（旧タイプD・通常クラスVに係る者に限ります。）に限り提供します。</p> <p>(イ) 当社は、本サービスの料金額を適用するにあたって、旧CPAと同一の品目を定めます。</p> <p>(ウ) 本サービスにおいて、予備の利用契約回線の品目に係る符号伝送速度が利用契約回線（予備のものを除きます。）の品目に係る符号伝送速度の2分の1未満となるものについては提供しません。</p> <p>(エ) 本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	
エ 旧マトリックスパスワード認証接続サービス	本サービスの利用の請求をした旧CPA契約者に係る利用契約回線へ、当社が別に定めるところに従って、ユーザID及びマトリックスパスワードを当社が認証することにより通信を行うことができるようにするもの	1 ユーザIDごとに月額	税抜価格200円
	備考	<p>(ア) 本サービスは、旧CPA契約者（旧タイプD・通常クラスV）に限り提供します。</p> <p>(イ) 本サービスに係る料金額は、利用のあったユーザIDの数が料金月において最大となる数について適用します。</p> <p>(ウ) 当社は、1のユーザIDに対応するマトリックスパスワードの情報を当社の認証装置に登録します。</p> <p>(オ) 本サービスに係る旧CPA契約者は、ユーザID認証接続サービスを利用することはできません。</p> <p>(カ) 本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	

### (3) 工事費

第1 旧CPA（旧付加機能に係るものを除きます。）に係るもの

#### ア 適用

旧CPA（付加機能に係るものを除きます。）に係る工事費の適用については、第30条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工 事 費 の 適 用	
(1) 工事費の適用	工事費は、利用契約回線ごとに適用します。
(2) 同時に2以上の工事を施工する場合の工事費の適用	1の旧CPA契約者からの申込み又は請求により、同時に2以上の工事（料金表第3表（付帯サービスに関する料金等）に定めるカスタマコントロールの設定に関する工事（タイプIのものに限ります。）を含みます。）を施工する場合は、2（工事費の額）の区分ごとに、それらの工事費のうち、1の工事の工事費を適用します。



(3) 旧CPAの品目等の変更、利用契約回線の移転の場合の工事費の適用	旧CPAの品目等の変更の場合の工事費は、変更後の品目等に対応する設備に関する工事について、移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について、それぞれ適用します。
-------------------------------------	--

2 工事費の額

区 分	単 位	工事費の額 (税抜価格)
利用契約回線の設置、旧CPAの品目等の変更、利用契約回線の移転、旧CPAの利用の一時中断若しくはその再開、取扱所交換設備の設定、変更等、IPアドレス、若しくはIPアドレスの数の設定、変更等、接続先URL若しくは接続先URLの数の設定、変更等又は接続先ドメイン名若しくは接続先ドメイン名の数の設定、変更等に関する工事	1 利用契約回線 ごとに	5,000 円

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。